

おもいやり災害食認証制度

マーク使用の手引き



(一社) 健康ビジネス協議会

Version4

改訂 2020.12

はじめに

認証マークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

- 認証マークを付与することができるのは、認証された商品のみです。
 - ①商品が認証された後から、認証マークを使用することができます。
 - ②認証マークは、認証商品の他、商品に関するチラシ広告・商品カタログ・パンフレット・ホームページ等にも使用することができます。
- 認証マークを使用する場合は、適切な表示・表現に努めるとともに、縮小する場合はマーク内部の文字が読めるよう、配慮してください。表示・表現が不適切な場合は、認証マークの使用を認めません。
- 認証の辞退又は登録の解除等がなされた場合は、速やかに認証マークの使用を停止してください。また、認証マークを付与した商品が流通している場合は、認証マークの使用停止に伴い、認証者が責任をもって速やかに回収してください。
- 認証マークの商標権、その他の知的財産権は協議会に属します。認証マークを第三者に譲渡、貸与または利用許諾することはできません。

お問い合わせ

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階

一般社団法人健康ビジネス協議会 事務局 おもいやり災害食認証制度担当 宛て

【TEL】 025-246-4233 【FAX】 025-250-1117 【E-mail】 info@kenbikyou.jp

【URL】 <https://kenbikyou.jp/>

1. 認証マークのデザイン



認証マークは、おもいやりを表すハートと、顔を描いた食器を組み合わせでデザインし「安全・安心」な災害食を届けることを表しています。

2. 基本デザイン・サイズ

■ 基本デザイン・サイズについて

マークの配置や大きさについては、バランスや他の表示と混同しないように配慮してください。

マークデザイン

外枠の縦・横の比率
1.62 : 1

1.62



＜その他＞

■ クリアスペースについて

規定はありません。ただし、認証マークと他の表示が混同しないよう、ある一定のスペースを確保し、読みやすくしてください。

■ 認証マークと、認証番号の併記について

商品への認証番号の表記は任意とします。

認証番号の文字の色、フォントの指定はありませんが、読める大きさで表示してください。

■ 認証マークデータ（版下用電子データ）について

認証マークの利用にあたっては、協議会から電子データを提供しますので使用してください。

用途に応じて各自で拡大・縮小を行ってください。データ形式は AI（Adobe Illustrator 形式）データです。

■ 認証マークの表示後について

申請時と完成品の認証マークの表示位置が異なる場合は、マーク表示位置が分かるような画像データを協議会に提出してください。

3. 基本カラー

商品やチラシ等に表示する場合、印刷データと同じ色（M100%、Y40%）を原則とすること。

ただし、商品全体の色合いとの調和からマークの色を変更した場合、協議会と協議することができます。「おもいやり災害食認証制度実施要領 第4（認証マーク）2（2）」より

＜通常使用の場合＞

指定色 （M（マゼンタ）＝100%、Y（イエロー）＝40%）

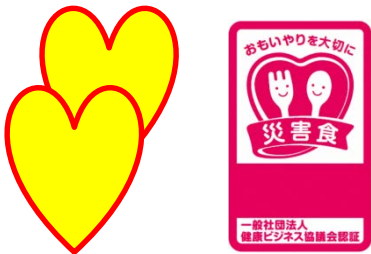


※ 認証マークが認識しづらい背景は使用しないでください。基本的には白地を推奨します。

4. 不適正な表示例 ※ここに示した表示例は一例です。

認証マークを表示する場合は、必ず協議会から送られた認証マークデータを使用してください。

認証マークのイメージを損なわないよう、規定された認証マークを変形・加工等することを禁じます。

	誤使用例
変形	長体  斜体  平体 
変更	書体  バランス 
加工	
認識しづらい背景のデザイン処理	
他のマーク等が認証マークと関連しているかのような表示	 この商品は、おもいやり災害食認証制度の認証を受けた製品です。

5. チラシ等への認証マークの使用

チラシ広告・商品カタログ・パンフレット（会社案内）・新聞・ボール箱（注1）（※）・雑誌、およびウェブサイトなどに認証マークを使用する場合は、認証された商品名と共に、認証番号を表示してください。

（注1）ボール箱を輸送用、保管用として使用する場合は認証番号を記載する必要はありません。ただし広告・宣伝活動の道具として利用する場合は、認証された商品名と共に、認証番号を表示してください。

（※）ボール箱とは・・・製造現場や倉庫から商品をまとめて販売店の店頭へ輸送するための箱。効率良く商品やブランドロゴを見せるため切れ込みを入れ、陳列用の道具としても利用されている。

〔表示例〕



認証商品名 * * * * *
認証番号 * * * * *

<留意事項>

- ①文字が容易に識別できる大きさで表示されていれば、文字の色、フォントの指定はありません。
- ②認証された商品のみを掲載したチラシ広告・商品カタログ等で、認証された商品名が明らかな場合には、商品名を表示する必要はありません。「認証番号」のみ表記してください。

〔表示例〕



商品名の記載は必要なし



商品名、認証番号の記載は必須

5. 認証マーク表示上の留意点

(1) 日本災害食学会認証ロゴマークとの併記

認証マークは必ず日本災害食学会認証ロゴマークと併せて表示するものとする。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 第4（認証マーク）2（3）」より

認証マークは、日本災害食学会認証ロゴマークと 同時に見える位置（包材の同じ面等）に表示するようにしてください。



〔ボール箱表示例〕



(2) 「低たんぱく質」認証マーク表示の留意点

- (1) 消費者庁より、病者用食品のうち、低たんぱく質食品に係る特別用途食品の表示を許可されている食品である場合は、その表示事項に準ずる。また、本認証マークを表示する場合は、必ず特別用途食品のマークと併せて表示すること。
- (2) (1)に係る特別用途食品の表示を許可されていない食品に本認証マークを表示する場合は、「本品は、消費者庁許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」との文言を記載した上で、栄養成分表示を行い、「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）の〇%）」又は「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）に比べて〇%少ない）」との表示を行うこと。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 別記2-1 2. 必要な表示事項・表示例」より

特別用途食品の表示を許可されている食品に本認証マークを表示する場合、特別用途食品のマークを 同一包材中 に表示するようにしてください。



(3) 「特定原材料等〇〇品目中××品目不使用」認証マーク表示の留意点

消費者庁通知「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消費食第 139 号）の別添「アレルギーを含む食品に関する表示」のとおりに表示すること。また、一括表示枠外には特定原材料等全品目の使用・不使用について優良誤認とならない範囲で表示すること。

ただし、特定原材料等全品目について表示することが困難な場合、同種の食品では一般的に使用されている特定原材料等のうち、対象食品で使用していない品目について、該当品目を使用していない旨の表示を行うこと。

なお、同種の食品では、一般的に特定原材料等のうち一部又は全部の品目を使用していると認識されているが、申請しようとする食品には特定原材料等を全く使用していない場合は、必ずしも不使用の特定原材料等について、全ての該当品目名を個別に表示する必要はないものとする。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 別記 2-2 2. 必要な表示事項・表示例(1)」より

【例 1】特定原材料等 28 品目中 23 品目不使用

この食品は〇がついている特定原材料等を使用しています。

えび	かに	小麦	そば	卵	乳	落花生
×	×	○	×	○	○	×
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	かシューナッツ	キウイフルーツ
×	×	×	×	×	×	×
牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
×	×	×	×	×	×	×
バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン
×	×	×	○	×	○	×



※特定原材料等全品目について表示することが困難な場合、「食品表示基準について」別添「アレルギーを含む食品に関する表示」のとおりに表示した上で、一括表示枠外には、例えば同種の食品では一般的に「そば」が使用されているものについて、対象食品で使用していない場合「そばを使用していない」旨の表示を行ってください。

【例 2】特定原材料等 28 品目中 28 品目不使用

この食品は〇がついている特定原材料等を使用しています。

えび	かに	小麦	そば	卵	乳	落花生
×	×	×	×	×	×	×
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	かシューナッツ	キウイフルーツ
×	×	×	×	×	×	×
牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
×	×	×	×	×	×	×
バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン
×	×	×	×	×	×	×



※特定原材料等を一品目も使用していないため、必ずしも不使用の特定原材料等について、全ての該当品目名を個別に表示する必要はありません。

本認証マークの「特定原材料等〇〇品目中××品目不使用」の「〇〇」には、特定原材料等の品目数を記入して表示すること。また「××」には、特定原材料等のうち、対象食品で使用していない品目数を記入して表示すること。

ただし、不使用として申請しようとする特定原材料等の品目数が、消費者庁の「食品表示基準」で定める特定原材料の全品目数と一致する場合は、認証マークの表示文言を「特定原材料〇〇品目中〇〇品目不使用」とし、「〇〇」にはいずれも特定原材料の全品目数を記入して表示すること。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 別記2-2 2. 必要な表示事項・表示例(3)」より

【例3】特定原材料7品目中7品目不使用

この食品は〇のついている特定原材料等を使用しています。

えび	かに	小麦	そば	卵	乳	落花生
×	×	×	×	×	×	×
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	かシューナッツ	キウイフルーツ
×	×	×	×	○	×	○
牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
×	×	×	×	×	×	×
バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン
×	×	×	○	×	○	×



※特定原材料等のうち 24 品目を使用していませんが、特定原材料（太枠）を1品目も使用していないため、「特定原材料等 28 品目中 24 品目不使用」でも「特定原材料 7 品目不使用」でも表示できます。

【表示できない例】特定原材料等 28 品目中 7 品目不使用

この食品は〇のついている特定原材料等を使用しています。

えび	かに	小麦	そば	卵	乳	落花生
○	○	○	×	○	○	○
アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	かシューナッツ	キウイフルーツ
○	×	○	○	○	○	×
牛肉	くるみ	ごま	さけ	さば	大豆	鶏肉
○	○	○	○	○	×	○
バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン
×	○	×	○	×	○	○



※特定原材料等のうち 7 品目を使用していませんが、「特定原材料 7 品目（全品目）不使用」と誤解を招く恐れがあるため、認証できません。

(4) 「性状・形状調整」認証マーク表示の留意点

- (1) 消費者庁より、えん下困難者用食品に係る特別用途食品の表示を許可されている食品である場合は、その表示事項に準ずる。また、本認証マークを表示する場合は、必ず特別用途食品のマークと併せて表示すること。
- (2) (1)に係る特別用途食品の表示を許可されていない食品に本認証マークを表示する場合は、「本品は、消費者庁許可の特別用途食品（えん下困難者用食品）ではありません。」との文言を記載した上で、必ずユニバーサルデザインフードロゴマーク又はスマイルケア食の黄マークと併せて表示すること。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 別記2-3 2. 必要な表示事項・表示例」より

特別用途食品の表示を許可されている食品に本認証マークを表示する場合、特別用途食品のマークを 同一包材中 に表示するようにしてください。



特別用途食品の表示を許可されていない食品に本認証マークを表示する場合、ユニバーサルデザインフードロゴマーク又はスマイルケア食の黄マークを 同一包材中 に表示するようにしてください。



(5) 「水分・電解質補給サポート」認証マーク表示の留意点

消費者庁より、病者用食品に係る特別用途食品のうち、水分・電解質補給ができる旨を表示することを許可されている食品である場合は、その表示事項に準ずる。また、本認証マークを表示する場合は、必ず特別用途食品のマークと併せて表示すること。

「おもいやり災害食認証制度実施要領 別記2-4 2. 必要な表示事項・表示例(3)」より

特別用途食品の表示を許可されている食品に本認証マークを表示する場合、特別用途食品のマークを 同一包材中 に表示するようにしてください。

